

戦争法制の採決に抗議し、違憲立法の撤廃を求める

政府・与党は、衆議院での採決につづき、本日、参議院本会議にて戦争法案の採決を強行し、法案を戦争法制として成立させた。

学者や法律家が法案の違憲性を指摘するや、法案に反対する声は日を追う毎に強まっていった。8月30日には、12万人が国会周辺を埋めつくし、全国では1000カ所以上で数十万人が法案に反対する声を上げた。労働組合や平和・護憲団体、法律家団体など既存の運動体のみならず、若者を中心とした「SEALDs」、母親を中心とした「ママの会」をはじめ、国民各層から反対の声が沸き上がっている。政府与党がメディアを利用して説明を試みたにもかかわらず、「説明不足」と世論調査に8割の人々が回答した。

神奈川県内では、8月2日に若者中心で行われた反対デモには、多数の市民が参加した。当初数百人でスタートしたデモであったが、沿道から多くの市民の賛同を得、飛び入りで参加する人々を次々と迎え、最終的な参加者は1400人ももの数に膨らんだ。相模原ではベトナム戦争に反対する集会以来といわれる1600人を集め、横浜弁護士会などが呼びかけたデモや集会には、数千人の人々が参加した。各駅においては、党派を超えた反対運動が展開され、多くの市民が署名を行うとともに、新たな運動の担い手として参加し始めている。

9月16日、新横浜で行われた地方公聴会には多数の人が集まり、法案反対の声を上げた。政府・与党は、一部の野党を取り込み、国民の声を無視し、強行採決に出た。

戦争法制は、集団的自衛権を行使して米国の戦争に参戦するとともに、米軍等の兵站を支援し、治安維持活動と任務遂行のための武器使用を認め、米軍等の武器を防護するための武器使用等を可能とするものである。自国の防衛という枠を踏み越え、他国の戦争に加担し、他国の戦争に巻き込まれる危険を有する。日本国憲法九条が禁止した、国権の発動たる戦争、武力による威嚇、武力の行使をいずれも可能とする、違憲立法そのものである。

圧倒的な国民の声に逆らった違憲立法の採決強行は、憲法が基本理念とする平和主義・立憲主義を蹂躪し、国民主権や民主主義をも踏みにじる。

憲法改悪反対神奈川共同センターは、違憲である戦争法制を速やかに廃止することを強く要求するとともに、戦争法制廃止の国民的運動を開始することを、ここに宣言する。

2015年9月19日

憲法改悪反対神奈川共同センター

代表 森 卓 爾

